



2009年 12月 10日(木)

コペンハーゲン会議ハイライト

2009年12月9日水曜日

水曜日、COPおよびCOP/MOPはプレナリー会合を開催した。このほか多様なコンタクトグループ会合および非公式協議が開催され、広範な問題について議論した。AWG-LCAの下では共有のビジョン、緩和、適応、資金、技術、AWG-KPの下では附属書I排出削減量、その他の問題、SBSTAおよびSBIの下でも多様な主題の問題が議論された。

COP

事務管理上、組織上の問題：将来の会合の日付と場所：COP議長のHedegaardは、COP 16およびCOP/MOP 6の日付および場所をCOP 15で決定すると述べ、メキシコの開催申し出を確認した。

中国とサウジアラビアは、プレナリーのロゴに「COP 15」としか書かれていないと指摘し、「COP/MOP 5」も書き入れるべきだと述べた。サウジアラビアは、一部の附属書I締約国が議定書なしで動こうとしているため、このことはセンシティブな問題になっていると強調した。

中国は、自国の大臣が会議場への入場を拒否され、バッジを没収されたとして、失望感を表明した。UNFCCC事務局長のYvo de Boerはこのことについて調査し、二度と起きないようにすると述べた。

条約附属書I改定に関するマルタの提案：マルタは、附属書Iに加わるという提案（FCCC/CP/2009/2）について説明し、2004年にEUに加盟したことで附属書I締約国と同等の責任を果たしていると指摘した。Stephen de Boer（カナダ）が非公式協議の進行役を務める。

条約17条(議定書)に基づく議定書の提案：COP議長のHedegaardは、オーストラリア、コスタリカ、日本、ツバル、米国の5つの国から、条約の下での新しい議定書の採択に関する提案を受け取ったと指摘した。（FCCC/CP/2009/3-7）

ツバルは、自国の提案する議定書について説明し、これは京都議定書を補うもので京都議定書に代わるものではないと述べた。同代表は、議定書案がBAPの各要素に密に沿ったものであるとし、共有のビジョンを設定するとともに、気温の上昇を1.5°Cを大きく下回る範囲に制限し、温室効果ガス濃度を最大でも350 ppmで安定化することを目標にする旨を指摘した。同代表は、締約国はコペンハーゲン会議で2つの法的拘束力のある合意、すなわち、議定書の改定と新しい「コペンハーゲン議定書」を採択すべきだと述べた。同代表は、この議題項目を議論するためのコンタクトグループ設置を提案した。



コスタリカは、自国のコペンハーゲン議定書案について説明し、法的拘束力のある合意を支持した。

日本は自国案について概要を説明し、これには2050年までに世界の排出量を現在の水準から少なくとも50%削減すること、先進国による約束、途上国による行動、そして資金協力ならびに技術協力を規定する条項が盛り込まれると述べた。同代表は、新しい一つの法的拘束力のある議定書には全ての主要経済国が参加する必要があると述べた。オーストラリアは、共同の成果を得るには新しい条約が最善の方法だと述べ、米国は条約の下での法的拘束力のある合意に関する自国提案について説明した。

インド、中国、サウジアラビア、南アフリカ、その他は、新しい議定書に反対した。中国は、条約および議定書に規定する既存の約束を実施し、バリロードマップおよびBAPに規定する野心的な成果を採用することに焦点を当てるよう求めた。

気候行動ネットワーク (CAN) はENGOsの立場で発言し、コペンハーゲン会議では衡平で野心的かつ法的拘束力のある合意を得るよう求めた。同代表は、京都議定書の下での第2約束期間の附属書I目標について合意するよう求め、米国は他の附属書I締約国と同様の目標を法的拘束力のある形で約束すべきだと述べた。YOUTHは、提示された新しい提案の中には「炭素植民地主義も同然」のものがあるとして懸念を表明した。同代表は、国連プロセスの尊重、歴史的な責任の認識、そして京都議定書の保持と強化を求めた。

COP議長のHedegaardは、この議題項目に関するコンタクトグループ結成を提案した。グレナダはAOSISの立場で発言し、バルバドス、ツバル、コスタリカ、ベリーズ、パハマ、セネガル、ケニア、ソロモン諸島、クック諸島、パラオ、ドミニカ共和国とともに、この提案を支持した。

しかし、サウジアラビアは、インド、ベネズエラ、アルジェリア、クウェート、オマーン、ナイジェリア、エクアドル、中国とともに、コンタクトグループ結成に反対し、COP議長または副議長による非公式協議開催を希望した。

COP議長のHedegaardは、コンタクトグループ結成で意見が一致しなかった以上、非公式に協議するしか道はないと指摘した。ツバルは、この議題項目は公式に検討される必要があると主張し、この問題が解決するまでCOPを中断することを提案し、AOSISもこれを支持した。その後、COPは中断された。

非公式協議後、COP議長のHedegaardは、夕方、この問題に関する協議の結果を報告し、この協議を今後も続け、木曜日午前中のCOPプレナリーに報告すると述べた。

COP/MOP

共同実施：共同実施監督委員会 (JISC) 議長のDerrick Odersonは、JISC報告書 (FCCC/KP/CMP/2009/18) を提出した。



EUは、JISCの作業を歓迎し、その意思決定プロセスでの透明性を高めるよう奨め、締約国に対し、十分な資金を約束するよう求めた。中国は、ナイジェリア、シリア、オマーン、ブラジルの支持を得て、適応基金の資金を集める必要があると強調した。南アフリカは、適応資金の調達は今のところ途上国自体がCDMを通して供与していると強調し、この問題に対処する必要があると指摘した。

David Lesolle(ボツワナ)とPedro Martins Barata(ポルトガル)がコンタクトグループの共同議長を務める。COP/MOP議長のHedegaardは、締約国に対しJISCに関する候補者の指名を求めた。

CDM：CDM理事会議長のLex de Jongelは、2009年の理事会の作業について報告した。

(FCCC/KP/CMP/2009/16)

中国は、最近、理事会が自国の風力発電プロジェクトを拒否したことについて、この決定は「不公平」で「透明性がない」と決め付けた。同代表は、中国がCDMプロジェクトを推進するため輸入関税(feed-in tariffs)を削減するとの想定に基づいた決定だと示唆した。同代表は、再生可能エネルギー推進という同国の政策を決定するのは主催国の権利であると主張し、理事会が一国の国内政策に関する「でたらめな憶測(wild guesses)」に基づいて決定するのは「無責任」だと述べた。インドは、中国を支持し、理事会の業務に公平性や透明性をもたせる必要があると強調した。

多くのアフリカ諸国は、CDMでの地域配分とアフリカ諸国の参加について改善し続ける必要があると強調した。コンゴ民主共和国は、可能な解決策として次のものを提案した：基準となる方法；アフリカでのセクター別プロジェクトの推進；吸収プロジェクトに対する一時的なクレジットの恒久化。ザンビアは、事務局のメカニズム支援スタッフの中のアフリカ人の数が他の地域と比べて少ないことに注目するよう求めた。ニジェールは、プロジェクト登録を簡素化し、アフリカの指定運用機関を推進するための措置を求めた。スワジランドは、アフリカでのCDMプロジェクトを推進するような手法論のレビュー優先をCDM理事会に要請するよう提案した。ウガンダは、追加性要項のレビューと簡素化を求め、追加性の証明を必要としない活動もあると述べた。レバノン、キャパシティーがないためにCDMに参加できないと指摘した。マリは、過去2年間にわたり30件のCDMプロジェクトを準備したが、承認されたのは1件だけだったと指摘し、承認手順の改善を求めた。

インドは、CDM市場は2013年以降の期間に附属書1諸国がどれだけ大きな排出削減を行うかにより異なることを強調した。インドはブラジルの支持を受け、セクター別アプローチに反対し、これは基準の設定(benchmarking)につながり、途上国の経済成長に悪影響を及ぼすと述べた。キルギスは、中規模、大規模な水力発電プロジェクトはキルギスのような国を利する可能性があることを述べた。日本と韓国は、再生可能エネルギーの利益に焦点を当て、CDMの下でそのようなプロジェクトの推進を図る努力をするよう奨めた。



日本、サウジアラビア、アルジェリア、アラブ首長国連邦、シリア、ナイジェリア、リビア、その他は、CDMにCCSを入れることの重要性を強調したが、グレナダとツバルは反対した。

ブラジルは、CCSは気候変動との戦いで重要だと述べたが、CDMに含めることには反対し、その非恒久性と環境十全性に注目した。エクアドルは、CCSがホスト国の持続可能な開発に利益をもたらすかどうかを問うた。韓国は、CCSを慎重に取り扱うよう求めた。

多数の締約国が、CDM 理事会に対し、意思決定での効率や透明性、一貫性を向上し続けるよう推奨した。EUは、利害の対立に関する理事会メンバーの委託条件を特定するよう求めた。EUは、枯渇森林地での再植林を含めることに反対し、森林管理はREDDプラスの下で扱われるべきだと述べた。

炭素回収貯留協会 (CARBON CAPTURE AND STORAGE ASSOCIATION) は、低コストのCCS技術の存在に焦点を当て、CDMの収入があればそのような技術のさらなる発展が可能になると述べた。

Christiana Figueres (コスタリカ) とKunihiko Shimada (日本) がコンタクトグループの共同議長を務める。COP/MOP議長のHedegaardは、参加者に対し、CDM理事会メンバーおよびメンバー代理を選出する必要があることを想起した。

遵守委員会報告書: 遵守委員会共同議長のSebastian Oberthürは、同委員会の報告書 (FCCC/KP/CMP/2009/17) を提出し、特にクロアチアでの実施に関する2つの疑問点を検討したと指摘した。クロアチアは、割当量単位の計算と約束期間リザーブに関する同国の要求を認めないとの決定がなされたことに対する失望感を表明し、この決定についてアピールするつもりだと指摘した。

Jürgen Lefevere (欧州連合) が非公式協議を開催した。COP/MOP議長のHedegaardは、遵守委員会のメンバーとメンバー代理を選出する必要があることを想起した。

適応基金: 適応基金理事会の報告: 適応基金議長のJan Cedergrenは、同理事会の報告書 (FCCC/KP/CMP/2009/14) を提出した。同議長は、適応基金の運用開始に向け次の行動がとられたことに焦点を当てた: 資金へのアクセスに関する政策とガイドラインの採択; 認証排出削減量 (CERs) の貨幣価値化; 理事会に法的能力を与え、理事会会合を主催するというドイツの申し出を受け入れる決定など。同議長は、CERsの販売で利用可能となる資金の額は基金の目的や理事会の機能を果たすには不適切だと指摘した。

EUは、ドイツの申し出を受け入れるとの決定を支持した。ガーナは、セネガルの支持を受け、理事会の議長および副議長が理事会を代表できるようにするため、理事会の手順規則改定を提案した。ウルグアイ、セネガル、ジャマイカは、国際社会がこの基金への資金援助を増額することを求めた。アフガニスタンは、適応に対する資金供与は政府開発援助 (ODA) に追加的であり、これとは別のものでなければならないと強調した。バングラデシュとナイジェリアは、利用できる基金が不適切であると嘆いた。モーリタニアは、適格



な諸国が利益を受けられるよう、資金にアクセスする手順の簡素化を求めた。ブルンジは、気候変動の影響に対する自国の脆弱性と適応能力の低さを強調し、基金の重要性を強調した。インドは、先進国がさらに多くの排出削減を行うなら、CERsの価格にもプラスの影響があるとし、それは基金にとっても利益になると述べた。また同代表は、JIのクレジットからもこの基金に資金を拠出する必要があると強調した。

国際農業生産者同盟 (INTERNATIONAL FEDERATION OF AGRICULTURAL PRODUCERS) は、農業従事者や農業部門の適応にも資金援助が必要であると強調し、農業従事者が適応基金に直接アクセスできるようにすべきだと述べた。気候変動に関する先住民フォーラム (INTERNATIONAL INDIGENOUS PEOPLES' FORUM ON CLIMATE CHANGE) は、この基金に関係する活動の全ての段階において、先住民の権利を尊重するよう求めた。GENDER CC-WOMEN FOR CLIMATE JUSTICEは、適応には年に何千億ドルもの資金が必要であるとし、性差別に係る歳出 (適応に係る女性への費用拠出 訳者注) のため、資金の「相当な割合 (significant proportion)」を確保するよう求めた。YOUTH NGOsは、附属書I諸国の国民が一人当たり1日25セント拠出すれば十分だと強調し、富める国の政府はUNFCCCに対し責任を負い、アクセス可能で民主的に運営される適応基金に対し、少なくとも年1千億米ドルを拠出するよう求めた。

Agus Purnomo (インドネシア) と Vanesa Alvarez Franco (スペイン) がコンタクトグループの共同議長を務める。

コンタクトグループと非公式協議

REDDプラス (AWG-LCA) : REDDプラスに関する非公式協議で、締約国は、その対象範囲と目的を取り上げた。締約国は、対象範囲に%表示の目標を含めるかどうか、そしてREDDプラスを構成する特定の活動のリストアップを行うべきか議論した。REDDプラスに関する草案作成グループはこの日の夕方に会合した。

途上国による緩和 (AWG-LCA) : 午前中、BAPサブパラグラフ1(b)(ii)の下での途上国による緩和に関する非公式協議が開催され、締約国は、NAMAsの支援に関する議論を続け、ノンペーパーNo. 51のMRVに関するセクションに焦点を当てた。途上国の多くは、NAMAsに対する支援は先進国が行うものとするに記載するこのセクション表題の最初のオプションを支持したが、一部の先進国は、第2のオプションに記載される、より包括的な手法を希望した。先進国数カ国は、NAMAsの国際的な検証を支持した。多くの途上国は、これは国内レベルで行われるべきだと強調した。一部の先進国は、MRVに関する文章をノンペーパーNo. 28から入れることを支持したが、多くの途上国はこれに反対した。

その他の問題 (AWG-KP) : 午前中の非公式協議は柔軟性メカニズムに焦点を当てた、締約国は、このグループの作業をどう進めるか議論した。特に次のどちらの方法をとるかに焦点が当てられた：意見の一致がみられない問題の議論を続ける；そのような問題はCOP/MOPに送り、これ以上行動をとらないのか、それと



も関連する行動に関し手順や方法を策定するようSBSTAに求めるかきめてもらう。その後、締約国は、文書（FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.3/Rev.3、附属書I）を検討し、この文書の中でこのグループで議論できるもの、COP/MOPに委ねるものを特定した。

午後、このグループは非公式協議を続け、手法論問題のバスケットについて議論した。締約国は、文書に関する作業を完了し、新しい温室効果ガスを含めるかどうか議論した。一部のものは、新しいガスまたはガスの種類の追加を主唱したが、別なものは、新しいガスを加えるべく議定書を改定するのは、このグループの権限範囲を超えていると強調した。

議定書2.3条と3.14条（SBI/SBSTA）：議定書2.3条（政策措置の悪影響）および3.14条（対応措置の悪影響と影響）に関するSBI/SBSTA合同コンタクトグループにおいて、締約国は、文書FCCC/SBSTA/2009/L.10とFCCC/SBI/2009/L.11について議論した。EUは、共同結論書を希望すると表明した。議定書2.3条に関する問題について、締約国は、この問題の理解向上に関する文章について議論した。オーストラリアは、最も貧困で脆弱な締約国に焦点を当てるよう求めた。また締約国は、情報交換の必要性に関するオプションを取りまとめた。議定書3.14条に関する問題について、締約国は、段階的手法の意味、作業グループを横断する協調に関するパラグラフについて議論した。

資金メカニズム（SBI）：資金メカニズムの第4回レビューに関し、EUは、結論書草案（FCCC/SBI/2009/L.15/Rev.1）の序文パラグラフをいくつか削除し、スリム化を図るよう提案した。オーストラリアとノルウェーは、根幹の問題に焦点を当てるよう求めた。米国は、2010年度予算の中に、多様な気候変動活動のためのGEFへの5千万米ドル拠出を含めるよう自国の連邦議会に要請しているとのべた。その後、G-77/中国の立場で発言したバハマの要請を受け、このグループでの調整を可能にするべく、このコンタクトグループの会合を中断した。

決定書1/CP.10（SBI）：決定書1/CP.10（適応と対応措置に関するブエノスアイレス行動プログラム）に関するコンタクトグループは、午前中に会合を開催し、可能な追加アクションに関する締約国提出文書（FCCC/SBI/2009/MISC.11/Rev.1）、ならびに議長提案の結論書草案について議論した。

サウジアラビアは、議長文書にはG-77/中国の提出分が反映されていないとし、現在の文書は「最初から始めている」と強調した。オーストラリア、ノルウェー、米国は、文書草案を土台に議論することを支持した。EUは、提出文書やワークショップの成果を見ることは有用であるとし、共通する要素を引き出し、それを文書に入れるよう提案した。

米国は、附属書での進展の可能性は低いとして、可能な決定書よりも結論書草案に焦点を当てるよう提案した。サウジアラビアとリビアは、G-77/中国の提出文書を入れるよう求めた。クック諸島は、G-77/中国提出



文書を入れることを支持する一方、実質的な議論に移ることの重要性を強調した。事務局は、G-77/中国提出文書を入れた文書FCCC/SBI/2008/MISC.10を、このグループの次回会合で配布すると指摘した。

共通の計算方式 (SBSTA) : 共通の計算方式 (common metrics) に関する非公式協議で、締約国は結論書草案について議論した。この問題に関する科学研究が現在進められていることに注目し、今後、この問題をどう取り上げていくか議論した。

附属書I排出削減量 (AWG-KP) : 午前中のコンタクトグループ会合で、共同議長のWollanskyは、火曜日開催された非公式協議の結果を報告した。同共同議長は、複数以上の拘束力のある基本年ではなく、一つだけの法的拘束力のある基本年にすることで意見が一致したと指摘した。しかし、一つの基本年というのは必ずしも全ての締約国が同じ基本年とするわけではないとも述べた。同共同議長は、議定書改定案に参照年度を入れることには多くの支持があったと指摘し、1990年をこの参照年度の一つにすべきことで意見が一致したと述べた。

議定書改定の言及について、日本は、そしてロシアも、単なる議定書の延長ではなく、包括的で地球規模の法的枠組みを希望すると強調した。ロシアは、自国の削減可能範囲は議定書のそれを意図するものではなく、全体交渉の結果を前提としたものだとして強調した。日本は、自国の中期目標が包括的な法的枠組みをベースにしていると発言した。ガンビアは、アルジェリア、スーダン、ザンビアとともに、こういった立場が繰り返されることへの懸念を表明し、議定書に忠実に議論するよう求めた。オーストラリアは、議定書継続の可能性を含めた、二つの法的成果文書の可能性を支持することに同意する一方、AWG-LCAの下での法的拘束力のある成果文書の必要性を強調した。

中国は、アルジェリア、ボリビア、ベネズエラの支持を受け、附属書I締約国は野心的な約束をする必要があると強調し、先進国が先頭に立つはずであり、先進国は京都議定書の下で第2約束期間でも削減約束をすることが義務付けられていると強調した。

AOSISは、野心レベルを高めるよう求めた。G/77-中国は、グループのマンドートの中心は附属書I締約国の責任であると述べた。クロアチアは、一部の附属書I諸国は一部の途上国より一人当たりの排出量が少ないと指摘し、排出削減努力には全ての国が含まれると指摘した。EUは、附属書B締約国は世界の排出量の30%を占めるにすぎないと強調した。

EUは、30%の集約的排出削減目標という現在の附属書I諸国の約束を提示した。同代表は、AAU余剰問題に対応できない場合、LULUCFのグロースネットの算定規則として現在の規則を用いるか無制約にする場合、排出量が1990年のベースラインより増える結果になると指摘した。同代表は、AAU余剰問題や算定規則問題



が出てくる以前でも、現在の約束量では、2020年までに25-40%削減というIPCCの削減範囲を満たす削減量を出すには不十分だと強調した。

ブラジルは、AAUの繰越問題を野心レベルの議論と切り離して解決するよう求めた。オーストラリアは、EU「バブル」の内訳のデータの開示を求めた。AOSISは、30%は必要な野心レベルに至っていないと指摘した。EUは、各国の割当量単位の計算の基準として能力や責任、早期の行動、人口を用いたことを明言した。

午後、附属書I排出削減量に関する非公式協議が続けられ、約束期間の長さや数について議論した。

締約国は、5年の約束期間とするか8年の約束期間が良いかその是非を巡って意見を交換した。ここでは次のことが検討された：立法および批准プロセスに関係した国内の制約条件；8年サイクルでの中間レビューの可能性を含めた、科学（の要求するレベル）に対応する能力。

ナイロビ作業プログラム(NWP)(SBSTA)：NWPに関するグループは午後に非公式の会合を開催した。締約国は、共同議長の結果書草案について議論した、この草案にはネットワーク・パートナーシップに伴う報告の負担が含まれ、NWPの仲介者としての役割も文書の中に記載された。

技術移転(SBI/SBSTA)：午後のコンタクトグループ会合で、共同議長のLiptowは、文書FCCC/SB/2009/4と、サマリーとINF.6、そしてFCCC/SBI/2009/14に基づき、議論すると述べた。また同共同議長は、協議の結果は2つの結論書となると明言した、一つはSBIの結論書、もうひとつはSBSTAの結論書である。同共同議長は、手順問題の議論に焦点を当て、実質的なコメントは将来のSB会合まで延期するか、AWG-LCAでの技術の議論に回すよう求めた。米国は、技術移転での民間部門の参加を増やすよう求めた。

インドはG-77/中国の立場で発言し、実績指標に関する報告書をどう完成させるか議論するよう求めた。同代表は、技術に関してはコペンハーゲン会合から実質的な成果が出てくる可能性があるとして指摘し、そのような成果を検討するため、EGTTの作業計画を適合させるよう提案した。カナダは、実績指標報告は最終報告書だと指摘した。G-77/中国は、技術移転のポズナニ戦略計画の実施、特に実施の効果に関し、GEFの報告書を再度検討することも求めた。米国は、技術のニーズの評価やパイロットプロジェクトなど、実施プログラムに関し、SB 32で追加報告がある可能性を指摘した。バングラデシュは、報告書では実施期間の役割についても検討すべきだと述べた。両共同議長は、SBIおよびSBSTAの結論書草案を作成し、木曜日の検討に付す。

キャパシティビルディング(AWG-LCA)：午後、キャパシティビルディングに関するAWG-LCA草案作成グループは提案されたキャパシティビルディング行動についての非公式の議論を続けた。

資金(AWG-LCA)：資金に関する草案作成グループは、午前中と午後に会議を開催し、ノンペーパーNo. 54記載の制度アレンジについて検討を続けた。午後、締約国は、提案されている資金供与システムの統治と制度アレンジに関し、可能性のある組織構成を示す図について議論し、交渉の進展を図った。いくつかの締



約国は、示された管理構造がCOPやハイレベルな組織または執行機関、基金と資金供与窓口と多層であることから、負担が大きく、官僚主義に陥りかねないとして懸念を表明した。別な締約国は、ハイレベル理事会の機能を定めることが重要であるとし、資金約束をモニタリングする機能の必要性も強調した。制度アレンジの組織構造を反映させるノンペーパーを作成し、非公式の議論を続ける。

REDD (SBSTA) : SBSTAの下でのREDDの非公式協議で、締約国は、決定書草案の文章に関する作業を続けた。非森林化の活動と促進要素、IPCCのガイダンスとガイドラインの利用および各国の森林モニタリングシステムに焦点を当てた。

緩和 (AWG-LCA) : セクター別アプローチに関する非公式協議で、締約国は農業部門に関する文書案全体を議論し、木曜日にもこの文書の議論を続ける。

その他の問題 LULUCF (AWG-KP) : 午前中、LULUCFに関する非公式協議は自然の攪乱要素について議論し、午後、締約国は伐採木材製品と参照レベルを検討した。

共有のビジョン (AWG-LCA) : 非公式協議では、共有のビジョンに関する新しい文章案が提示された。締約国は、この文書に関する第一印象を表明し、多くのものが今後の議論の基礎として利用することで合意した。いくつかの締約国は、文章を短くして運用可能にすることを提案した。

途上国数カ国は、先進国がユニラテラルな保護主義的貿易措置を控えるよう求める文章が重要であると強調した。多数の途上国は、共有のビジョンは特に持続可能な開発の観点から見るべきだと強調した。その後、締約国はこの文章をパラグラフごとに検討した。

適応 (AWG-LCA) : 適応に関する非公式協議で、締約国は、新しい文章案に焦点を当てた。オプションの併合や序文や導入部分パラグラフのスリム化を検討した。夕方非公式協議が続けられた。

技術 (AWG-LCA) : 技術に関する非公式草案作成グループは、午後一会合し、技術開発および技術移転の行動強化に関する新しい文章案を検討した。一部の参加者は、この文書は使えると述べたが、他の参加者はもっと短くできるとし、締約国の最新のインプットやノンペーパーNo. 47に記載された主なアイデアが盛り込まれておらず、技術メカニズムなどの要素も明確に規定されていないとして、懸念を表明した。議論を進めるべく非公式協議を開催するため、会議は中断された。結局、締約国は、執行機関または委員会と気候技術に関する諮問ネットワークで構成される技術メカニズムについて、凝縮した形式にすることで合意した。改定文書草案が木曜日に作成される。

廊下にて

水曜日、午前中のかかり「熱をおびた」COPプレナリーを受け、午後の廊下はざわついていた。コペンハーゲン会合では条約の下での新しい法的拘束力のある議定書に署名し、京都議定書の改定を補うよう求め、



Earth Negotiations Bulletin
COP15
<http://www.iisd.ca/climate/COP15>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

このことについて、コンタクトグループで議論するよう求めたツバルのステートメントが、この騒ぎのもとであった。AOSISや中南米、アフリカの多数の国が、ツバルの呼びかけを支持した。しかしインドや中国など他の途上国数カ国は、この考えに反対し、これが京都議定書の下での附属書I締約国による第2約束期間の交渉から関心をそらせはしないか心配していた。これらの諸国は、新しい議定書の採択よりも条約の実施に関するAWG-LCAの成果に焦点を当てる必要があると強調した。

ツバルの新しい法的拘束力のある制度の要請は、市民社会から相当な支持を集めた。午後のプレナリーに戻る際、参加者は、この提案への支持を叫ぶ人々の声の中を通らなければならなかった。このデモは許可を受けていなかったことから、ガードマンがただちに対応し、廊下や会議場から人だかりを遠ざけた。あすNGOの参加者は、「今後セキュリティが今以上にタイトになる兆候じゃないかと心配だ」とコメントした。コペンハーゲンでの緊張の高まりは、市民社会と気候変動懐疑論者グループの間の小競り合いがおきたことなどにもみられた。

ある参加者は、「間違いなく熱気を帯び始めたようだ」とコメントした。このことは、閣僚クラスや他のハイレベルな参加者がコペンハーゲンに到着し始めたことでも明らかであり、中国の閣僚や米国の気候変動に関する特命公使も到着した。ハイレベルセグメントに出席を予定する各国首脳のリストは最終決定される段階に入っている。

火曜日におきたデンマーク文書の漏洩の余波も続いており、ある参加者は、デンマーク側が先導したのではないかと疑い、南側諸国の参加者の数人は、中身だけでなくそのプロセスにも異議を唱えていた。あるLDCの代表は、「もっと我々参加させるべきだ」と発言した。別な途上国の参加者は「この文書にかかわったグループはあまりにも閉鎖的で一方的だ」と述べた。しかし、多くの先進国は、文書だけでなく漏洩についても軽く考えようとしていた。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomioka "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Anna Schulz, Matthew Sommerville, Chris Spence, and Yulia Yamineva. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the Bulletin into French at this meeting has been provided by the International Organization of the Francophonie (IOF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish at this meeting has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at UNFCCC COP 15 and COP/MOP 5 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.